

地域文化施設としての文書館

小 森 治 夫

はじめに

私は、京都府庁にいた最後の4年間は、京都府立総合資料館に勤務していた。総合資料館には文献課と歴史資料課があり、文献課は図書館機能を、歴史資料課は文書館機能を有していた。歴史資料課には古文書担当と行政文書担当があり、行政文書に所属していた私の仕事は、「京都府庁文書」の保存・管理・公開に関することであった。

しかし、私は総合資料館に勤めるまで、「文書館」という存在を知らなかった。また、古文書類や過去の公文書、その他の記録を保存し、公開するという仕事があるとは知らなかった。読者のみなさんの中には、「文書館」についてよくご存知の方も当然おられるであろうが、図書館や博物館・美術館はよくご存知でも、「文書館」についてはよくご存知ない方が案外多いのではなからうか、とも思う。

そこで、この小論では、「地域文化施設としての文書館」について、私の経験をふまえて簡単な紹介を試みるとともに、鹿児島における文書館機能、あるいは鹿児島における文書館の可能性についても言及することとしたい。

I 文書館とは

「文書館」とは、行政機関、企業、団体など、さまざまな組織体あるいは個人が、その活動のなかで作成したり受け取ったりしたナマの文書記録を、永久保存して一般の利用に供する施設のことである。

文書館は英語ではアーカイブズ (archives) という。日本では残念ながら馴染みがうすいが、ライブラリー (図書館) やミュージアム (博物館・美術館) の仲間、欧米をはじめ諸外国ではポピュラーな施設である。

文書館の起源は、紀元前3000年頃の古代メソポタミアの時代にまで遡ることができる、と言われている。古代メソポタミアでは、国を治め外国と交易を行うために必要な行政・財政記録などを粘土版に刻んで (粘土版文書)、王宮や神殿の奥深くに設けられた文書館に保存していた。つまり、当時は支配者だけのために文書館は存在していた。

その後も18世紀の末までは、文書はそれを作り出した国家や企業や宗教団体などの独自の財産として保管され、外部の利用者に閲覧させることは稀であった。

今日のように、市民の権利 (閲覧権) が保障され、文書を国民の共有財産として保存し、公開するという近代的文書館のシステムは、18世紀末のフランス大革命を経て初めて登場

する。市民の代表である政府が作成する公文書は、市民の財産であり、市民の権利を保障する根源である。したがって政府は、公文書を市民共有の「記録遺産」として保存し、公開しなければならないという、まさに近代的な民主主義思想そのものとして、文書館は登場したのである。1790年に成立したフランスのアルシーブ・ナシオナル (archives nationales)、つまり国民文書館は世界で最初の近代的文書館だとされている。

ところで、現代の文書館の目的は次の3つに集約できる。

第一は、「文化遺産の保存」である。

公文書、企業文書などの記録文書は、年月がたつと人間の活動の歴史をあとづける貴重な知的文化遺産、つまり「記録遺産」になる。知的文化遺産を保存し利用する施設としては、ほかに図書館と博物館・美術館があるが、文書館は「記録遺産」という特定のジャンルを守備範囲にした文化遺産保存施設である。

第二は、「市民の権利の保障」である。

行政は市民の代表が市民全体の委託を受けて行っているわけであるから、そこで作成される公文書は市民の共有財産として公開され、市民の権利を擁護するために利用されなければならない。いわゆる「知る権利」である。企業文書や個人文書の場合は、公文書と同じというわけにはいかないが、公共性が高く市民の権利に関わるものについては、一定の原則のもとに保存・公開されるべきである。

第三は、「行政あるいは経営の効率化・高度化」である。

過去の文書記録に記された情報を、現実の行政運営や企業経営のために活用することである。文書館が所属する組織に対しての内部的な情報サービスと言えよう。

II 日本の文書館の現状

日本の文書館は、残念ながら、世界の先進国と自他ともに認めている国にしては、まったく恥ずかしい状態にある、と言わざるをえない。

文書館および文書館相当施設は、現在、26都道府県、13市区、1町（沖縄県北谷町）にすぎない。建設中や準備中のものもあり、今後も増えていくことは確かであるが、図書館などと比べるとあまりにも少ない、と言わざるをえない。

北海道 北海道立文書館
青森県 (未設置)
岩手県 (未設置)
宮城県 (未設置)
秋田県 秋田県公文書館
山形県 (未設置)

福島県 福島県歴史資料館
茨城県 茨城県立歴史館
栃木県 栃木県立文書館
群馬県 群馬県立文書館
埼玉県 埼玉県立文書館 八潮市立資料館 久喜市公文書館
千葉県 千葉県文書館
東京都 東京都公文書館 品川区品川歴史館
神奈川県 神奈川県立公文書館 藤沢市文書館 横浜開港資料館 川崎市公文書館
新潟県 新潟県立文書館
富山県 富山県公文書館
石川県 (未設置)
福井県 (未設置)
山梨県 (未設置)
長野県 長野県立歴史館 松本市文書館
岐阜県 岐阜県歴史資料館
静岡県 (未設置)
愛知県 愛知県公文書館 名古屋市市政資料館
三重県 (未設置)
滋賀県 (未設置)
京都府 京都府立総合資料館 京都市歴史史料館
大阪府 大阪府公文書館 大阪市公文書館
兵庫県 兵庫県県政資料館 尼崎市立地域研究史料館 神戸市文書館
奈良県 (未設置)
和歌山県 和歌山県立文書館
鳥取県 鳥取県立公文書館
島根県 (未設置)
岡山県 (未設置)
広島県 広島県立文書館 広島市公文書館
山口県 山口県文書館
徳島県 徳島県立文書館
香川県 香川県立文書館
愛媛県 (未設置)
高知県 (未設置)
福岡県 (未設置) 柳川古文書館 北九州市立文書館 福岡市総合図書館
佐賀県 (未設置)

長崎県（未設置）
熊本県（未設置）
大分県 大分県立公文書館
宮崎県（未設置）
鹿児島県（未設置）
沖縄県 沖縄県公文書館 北谷町公文書館

以上のように、関東地方を中心に東日本は比較的、文書館が整備されているが、西日本は文書館を整備している府県がまだまだ少なく、とくに九州・沖縄地域は大分県と沖縄県の2県にすぎない。また、市レベルでは政令指定都市が多く、一般の市町村レベルで文書館を整備しているところはさらに少ない。

（なお、国立の記録・史料保存施設としては、国立公文書館、国立国会図書館、国文学研究資料館史料館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所戦史部、税務大学校租税史料館などがある。）

日本において、このような文書館整備の遅れがなぜ生じたのかについては、次節で考えてみたい。

Ⅲ 日本の文書館のあゆみ

欧米の文書館の紹介は、明治初期に既に行なわれていた。それは、1871～1873（明治4～6）年に、アメリカ・ヨーロッパ諸国を訪問した岩倉使節団に加わった、久米邦武による『米欧回覧実記』である。イタリアのベニスのアルチーフ（文書館）を訪問した久米は、書庫に収蔵されているのが図書ではなく、帳簿類であったり、廃紙断編の類までも保存していることに驚き、図書館・博物館と同様に文書館は、文化盛んな国家は設置しなければならない施設である、と述べている。

このように、明治初期には、ヨーロッパの文書館制度についての知識は導入されていたが、残念ながらわが国では近代的な文書館制度は実現しなかった。この時期、わが国に文書館制度が導入されていたならば、日本の近代国家は別の道を歩んでいたことであろう。

日本における文書館の誕生は、第二次世界大戦後まで待たなければならない。ここでは、戦後の史料保存利用運動を回顧する中で、文書館のあゆみをたどってみよう。

戦後改革の中で、華族制度が廃止され農地改革が漸行されることにより、旧家や地主は没落をして、先祖伝来の古文書や古記録を、古書店や古紙業者に売却するという事態が全国で相次いだ。このままでは日本の貴重な歴史資料が失われてしまうと歴史学者らが憂慮し、国会に散逸防止の請願をした結果、1951（昭和26）年、東京に文部省史料館（現在の国文学研究資料館・史料館の前身）が設置された。北は北海道から南は九州まで、全国か

ら膨大な文書記録史料が集められた。これが、戦後の史料保存利用運動の第1期である。

第2期は、全国的に史料保存に対する関心が高まり、文書館をつくらうという動きが広がってくる、1965（昭和40）年前後からである。その背景には、市町村史の編纂や地方史研究が盛んになって、地域の記録史料が次々と発見されるようになったことがあるが、議論の引き金になったのは、1964（昭和39）年の「資料センター問題」であった。これは、一部の学者が、全国の主な国立大学に日本史資料センターをつくって、古文書などの地域史料を集めようという構想を提唱したところ、各地の地方史研究者や史料保存関係者から猛反対の声があがったという事件である。資料センター構想は、結局、ご破算になるが、この問題を通じて、史料保存のあり方が真剣に議論された。その結果、（1）記録史料は地域のかげがえのない文化遺産であり、それが作られ伝えられてきた現地に保存されてこそ生きるという「現地保存の原則」と、（2）記録史料は地域の文化遺産として、誰でも自由に平等に利用できるようにしなければならないという「平等利用の原則」が、史料保存の大原則として打ち立てられ、広く支持されるようになった。この二つの原則を実現するための具体的な方策として、全国各地に文書館をつくって、地域史料を保存していこうという機運が高まった。

地域に基盤をおいた最初の本格的な文書館は、1959（昭和34）年に設置された山口県文書館であるが、その後、1968（昭和43）年に東京都公文書館、1969（昭和44）年に埼玉県立文書館ができた。また、1974（昭和49）年には、市レベルでは初めて神奈川県藤沢市が文書館を設置した。

戦後の史料保存利用運動の第3期を画するのは、1987（昭和62）年の「公文書館法」の制定である。公文書館法は、国や地方自治体の行政文書を歴史史料として保存すべきことを定めた法律であり、戦後の史料保存利用運動の一つの重要な成果である。

しかし、文書館法を定めたのがユネスコ参加国で最後という不名誉に加えて、公文書館法は全部で7カ条しかない法律であり、きわめて精神的意味合いの強い簡単な規定内容の法律である。また、諸外国の文書館法と比較しても、行政の現場に対する公文書館の権限が明記されていないなど、不十分さは否めないと思われる。

ここでは、公文書館法の意義と問題点および今後の課題について述べておこう。

第一に、公文書館法の最大の意義は、公文書の「歴史資料」としての価値を明記したことである。明治以来の公文書保存は、施政上の資料として記録を活用するためであり、公文書は為政者の排他的な所有の下にあるというのが、その根本にある観念であった。それが、歴史的に重要な公文書などは「国民共通の財産」とであると明記された。これは日本の行政史上、画期的なことである。

第二に、第3条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」とされた点も注目される。この規定により、国および地方自治体は、従来のように行政上の都合だけで公文書を廃棄できなくな

なったはずである。しかし、第3条は罰則をとまなう法律的義務ではなく、あくまで努力目標にすぎない。それゆえ、文書館を設置するなど、公文書の保存と利用を促す、国民と住民の運動が重要となっている。

第三に、第4条で公文書館に「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行なう専門職員」を置くことが定められたことである。しかし、附則第2項で「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」とされており、専門職員の養成についての具体的な制度づくりが重要となっている。なお、近年、国立公文書館ではアーキビスト（文書館専門職員）の養成に積極的な取り組みが始められており、評価されるべきであろう。

第四に、公文書館法の決定的な欠陥は、親機関からの公文書の「移管」についての規定がないことである。世界の文書館法では、文書館に公文書受け入れの強い権限を与え、国や地方自治体に対して、文書館の承認なしに公文書を廃棄できないよう制限を加えている。このような規定が公文書館法にはなく、公文書の移管は任意でしか行えない。しかし、情報公開法が成立し、国も地方自治体も一元的な文書管理制度の確立が必要となった今こそ、文書館に保存されるべき公文書が制度的に移管されるような「文書管理・保存システム」を創るチャンスである、と言えよう。

このような公文書館法ではあるが、制定後、新たに設立される文書館が増えたことから、公文書館法が文書館整備を促進したことは確かであろう。そして、既に述べたように、現在、地方自治体が設置する文書館施設としては、都道府県26、市区13、町1の合計40館が存在している。

IV 鹿児島における文書館機能（鹿児島における文書館の可能性）

鹿児島においては、公文書と古文書はどのように保存されているのであろうか。

1996（平成8）年に刊行された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動』では、「第1部 戦後史料保存運動と全史料協の20年」の第3章において、全国「各地の史料保存の取組み」を紹介しており、その第12節は九州・沖縄となっている。

鹿児島が出てくるのは2カ所ある。

まず、大学における史料保存機能についてふれた箇所、九州大学について述べた後、「この他、佐賀大学には小城藩関係の史料、熊本大学には阿蘇文書・細川家文書・松井家文書、鹿児島大学には玉里文庫等がそれぞれ収蔵されています。しかしながら、こうした大学収蔵史料は一般市民の利用といった点において自ずと限界があるようです。」と述べられている。

もう1カ所では、次のように紹介されている。

「鹿児島県でも県立図書館が『鹿児島県郷土資料総合目録』（1967年）をもっていますが、

ここは幕末の薩英戦争や西南戦争・第二次大戦等の戦禍や徹底した廃仏毀釈、自然災害によって県庁文書をはじめとする公文書はもとより概して歴史資料の残存状況はよくありません。このような劣悪な環境の中で、施設としては1983（昭和58）年に開設された鹿児島県歴史資料センター黎明館が日常的に県内外の史料調査を実施し、史料等の集積をおこない、目録刊行をおこなっています。』

そこで、私は鹿児島に住んでいるという地の利を生かして、公文書の保存状況についての調査を鹿児島県庁に対して行った。対応していただいたのは、学事文書課の方々である。調査結果の概要は以下のとおりである。

1945（昭和20）年の鹿児島空襲で、鹿児島県庁の公文書はほとんど焼かれているらしく、私が見せていただいた明治期の公文書は、「漁業権免許原簿」という表題のついた2冊の簿冊のみであった。

現在、公文書は、県庁地下1階の書庫に保存されている。広さは約1000㎡、今後10年以上は大丈夫とのことである。文書の保管は箱単位で行っている。書庫には、現在、29,000箱を収納している。コンピュータで管理をしており、即時に検索が可能である。毎年、新たに4000箱程度が書庫に収納されるが、保存年限が過ぎて廃棄される文書があるから、差引増加するのは1000箱以下である。

文書管理のシステムについては「鹿児島県文書規程」に定められているが、文書を作成した課で1年保存した後、学事文書課に引き継がれることになっている。

（完結文書の引継ぎ）

第37条 完結文書は、処理完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間、課において保管しなければならない。

2 前項の規定による保管の期間を満了した完結文書は、1年保存の完結文書及び文書管理表上常用とされている完結文書（以下「常用文書」という。）を除き、学事文書課長に引き継がなければならない

情報公開制度は1988（昭和63）年10月にスタートしている。

1995（平成7）年、鹿児島県庁は鴨池新町の新庁舎に移転したが、その際、「保存していた文書を見直して再整理を行い、スリムにした上で移転してきた」という話である。移転以前は5カ所の書庫で分散管理をしていたが、移転により集中管理が可能になった。

公文書館については、当面、建設する予定はないし、「『公文書館をつくってほしい』という県民の動きもとくにない」とのことであった。

なお、公刊された資料類については、県政情報センターで県民に公開している。

次に、古文書の保存状況についての調査を鹿児島県歴史資料センター黎明館に対して行った。対応していただいたのは、学芸課と調査資料室の方々である。調査結果の概要は以

下のとおりである。

まず、鹿児島県歴史資料センター黎明館の設立の経過について。

1966（昭和41）年10月、明治百年記念事業委員会が設けられ、1967（昭和42）年3月、①記念祝典、②記念会館及び記念公園の建設、③記念出版、の3事業が決定された。

1968（昭和43）年4月、鹿児島県では県民を挙げて盛大な記念式典が行われた。

記念会館の構想は、鹿児島県青少年研修センターや鹿児島県歴史資料センター黎明館として実現した。

記念出版は、1968年9月に鹿児島県維新史料編さん所が設置されて、県史料の編さん事業が開始され、1983（昭和58）年4月に黎明館ができると、黎明館の事業の大きな柱として引き継がれた。

史料の刊行については、最初の鹿児島県史料として伊地知季安・季通父子の撰になる「旧記雑録」が選ばれ、1970（昭和45）年に『旧記雑録 追録』の第一巻として刊行された。また、幕末維新関係の史料として、1973（昭和48）年には『忠義公史料』の第一巻が刊行され、以後、県史料刊行の2本立てが進むようになった（表『鹿児島県史料』年度別刊行一覧表、参照）。2000（平成12）年3月、現在、61巻が刊行されている。

古文書の収集・保存・公開については、黎明館が主要な業務として行っている。収集史料の年代は平安末期から昭和20年代前後までに及び、毎年度、文書目録を刊行している。

鹿児島にかかわる主な史料群としては、「おわりに」で紹介する「島津家文書」がある。島津本家の文書は東京大学史料編纂所が大部分を所蔵しているが、一部は尚古集成館が所蔵している。島津家の分家筋にあたる玉里島津家の文書は黎明館が所蔵し、日置島津家、垂水島津家の文書なども、現在、黎明館が収集中である。中世文書としては山門文書、中世・近世文書としては曾本文書、本田文書、愛甲文書などを所蔵している。また、明治維新期の史料としては、大久保利通文書、西郷隆盛文書、黒田清隆文書、寺島宗則文書、中井弘文書などを所蔵している。なお、東京大学史料編纂所所蔵の「島津家文書」については、マイクロ・フィルム化、CD・ROM化して、データベース化し、黎明館のパソコンで検索できるようにしている。

このように、鹿児島県においては、公文書館建設の予定が当面ないのは残念なことであるが、情報公開制度は確立しているので、今後は歴史史料としての行政文書をどう保存するのが課題となる。古文書に関しては、既に黎明館という歴史資料館があることから、「その中に文書部をつくって文書館とすることも考えられ」と、1992（平成4）年11月4日に開かれた、黎明館開館10周年・県史料編さん事業25周年の記念座談会において、大久保利謙氏は述べている。

鹿児島県における文書館機能、あるいは、鹿児島における文書館の可能性についての、簡単な現地調査に基づく、私の所感は以上のとおりである。

表 『鹿児島県史料』年度別刊行一覧表

旧記雑録			幕末維新史料		
S.45	旧記雑録 追録	1	天保2→元禄9 1645 1696		
46	旧記雑録 追録	2	元禄10→正徳2 1697 1712		
47	旧記雑録 追録	3	正徳2→享保14 1712 1729		
48	旧記雑録 追録	4	享保14→延享4 1729 1747	忠義公史料	1 安政6→文久2 1859 1862
49	旧記雑録 追録	5	延享4→宝暦13 1747 1763	忠義公史料	2 文久2→文久3 1862 1863
50	旧記雑録 追録	6	宝暦14→寛政元 1764 1789	忠義公史料	3 文久3→慶応元 1863 1865
51	旧記雑録 追録	7	寛政2→天保6 1790 1835	忠義公史料	4 慶応元→明治元 1865 1868
52	旧記雑録 追録	8	天保7→明治28 1836 1895	忠義公史料	5 明治元 1868
				西南戦争	1 鹿児島征討始末 ほか
53	旧記雑録 前編	1	延喜22→延文元 803 1356	忠義公史料	6 明治元→明治4 1868 1871
				西南戦争	2 西南之役徴役人筆記 ほか
54	旧記雑録 前編	2	延文2→天文23 1357 1554	忠義公史料	7 明治4→明治5 1871 1872 年譜年表
				西南戦争	3 明治10年鹿児島県庁日記ほか
55	旧記雑録 後編	1	天文24→天正12 1555 1584	斉彬公史料	1 文化8→嘉永6 1811 1853
56	旧記雑録 後編	2	天正13→文録4 1585 1595	斉彬公史料	2 安政元→安政4 1854 1857
57	旧記雑録 後編 寛藩名勝考	3	文録5→慶長9 1596 1604 寛政7 古跡・名勝ほか 1795	斉彬公史料	3 安政5 贈位関係史料 1858
58	旧記雑録 後編	4	慶長10→寛永2 1605 1625	斉彬公史料	4 順聖公年譜・内証記ほか
59	旧記雑録 後編	5	寛永3→寛永15 1626 1638	斉宣・斉興公史料	安永5→嘉永4 1776 1851
60	旧記雑録 後編 6・附録	1	寛永16→正保元・年代不明 1639 1644	新納久仰雑譜	1 文化4→安政3 1804 1856
61	旧記雑録 附録	2	年代不明	新納久仰雑譜	2 安政3→安政6 1856 1859
62	旧記雑録拾遺 家わけ	1	欄寝文書 ほか	大久保利通史料	1 大久保・牧野家所蔵文書 大久保利通日記
63	旧記雑録拾遺 諸氏系譜	1	伊集院氏 ほか	鎌田正純日記	1 天保3→天保10 1832 1839
H.元	旧記雑録拾遺 諸氏系譜	2	川上氏 ほか	鎌田正純日記	2 天保11→弘化3 1840 1846
2	旧記雑録拾遺 家わけ	2	肝付文書 ほか	鎌田正純日記	3 弘化4→安政5 1847 1858
3	旧記雑録拾遺 諸氏系譜	3	伊作氏 ほか	玉里島津家史料	1 天正19→文久2 1591 1862
4	旧記雑録拾遺 家わけ	3	町田文書 ほか	玉里島津家史料	2 文久2→文久3 1862 1863
5	旧記雑録拾遺 家わけ	4	種子島家譜 1~26	玉里島津家史料	3 文久3→元治元 1863 1864
6	旧記雑録拾遺 家わけ	5	樺山文書 ほか	玉里島津家史料	4 元治元→慶応2 1864 1866
7	旧記雑録拾遺 家わけ	6	調所・北郷文書 ほか	玉里島津家史料	5 慶応2→明治3 1866 1870
8	旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集 1	1	寛永軍徴 1~13	玉里島津家史料	6 明治3→明治6 1870 1873
9	旧記雑録拾遺 家わけ	7	曾木文書 ほか	玉里島津家史料	7 明治6→明治7 1873 1874
10	旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集 2	2	寛永軍徴 14~20・秩父家牒 新納忠元勲功記 ほか	玉里島津家史料	8 明治7→明治14 1874 1881
11	旧記雑録拾遺 家わけ	8	種子島家譜 27~73	玉里島津家史料	9 明治15→明治22 年代不明・追加文書

おわりに……島津家文書の伝存についてのエピソード

現在、東京大学史料編纂所に所蔵されている、島津家文書の伝存については、以下のようなエピソードがあるので、ご紹介しておきたい。

島津家文書は、藩政時代には、非常持ち出しが可能なように鹿児島城本丸御番所に置かれていたが、1871（明治4）年の廃藩置県の後には、鹿児島城三の丸内御厨の裏手「岩崎六ヶ所御蔵」に収納された。藩政史料については、1872（明治5）年の夏、大山綱良が鹿児島県令の時に、「旧習が脱けぬと云う所から、藩庁の家老座・大監察局・其他公用帳簿類、土蔵に詰めて有りましたのも、悉く綱良が指揮で焼き棄て」られた。また、江戸藩邸の帳簿類も、1867（慶応3）年12月25日、庄内藩ら幕府側諸藩が三田の薩摩藩邸を焼き討ちした時に全焼している。

1877（明治10）年の西南戦争の際、西郷隆盛らの私学校党が東上して留守の鹿児島に、征討参軍川村純義が率いる政府軍の軍艦12艘が入港し、兵員を上陸させ、鹿児島城下各地に哨兵線を張った。肥後にいた西郷軍は、急遽、兵を分けて鹿児島に戻らせ、要害の地に陣を張った。御厨地域は政府軍の占領下であり、島津家歴代の文書を保管してあった岩崎六ヶ所御蔵は、御厨の裏手であったから、まさに戦地の中央に位置していた。

島津家文書の焼失を恐れた島津家家令東郷重持は、田ノ浦に置かれた政府軍本営に行き、川村純義に面接して、島津家文書の転送の許可を願った。元薩摩藩士の川村はこれを了承したが、翌日未明には西郷軍への攻撃を敢行する予定となっており、御厨政府軍陣の東門の番兵は門を開くことを拒絶した。東郷は東門より北門へ移ったが、ここでも同様に拒絶され、「退カスバ軍法ニ処シテ汝ヲ斬ラン」と恫喝される。東郷は、「斬ルベケレバ斬ラレヨ、余ハ決シテ身命ヲ惜シム者ニアラス、島津家ノ文書ヲ惜シム者ナリ、故ニ主名ヲ奉シ之ヲ全フセス、空シク帰りテ何ノ面目アリテ再ビ復名センヤ、余ハ島津家ノ文書ト共ニ死セハ遺憾ナシ（後略）」と死を賭けてその場に留まり、ついに番兵も隊長に取り次ぎ、壘内に入ることを許され、文書の搬出を認められた。

この時に存在した「御文書箱惣数」は79個であり、東郷以下50名ばかりが各自担いで上行屋海岸の桐野孫太郎宅に搬出し、船を雇って桜島へ回漕した。桜島には、同日、旧主島津久光・忠義父子が避難していた。東郷は、この79個を搬出したことをもって、「御家無ニ至重ノ御文書及御系譜無欠完全タルコトヲ得ル」と誇っているから、明治期に伝存していた島津家文書の中核部分はここで運び出されたと考えてよい。その後、1890（明治23）年頃、東京袖ヶ崎に移送され、一部は磯邸に残された。

その後、『大日本古文書』の島津家文書の編纂事業が始まったことから、島津家文書は東京大学史料編纂所に寄託されたが、このことが幸運であった。というのは、太平洋戦争中に島津家は袖ヶ崎の屋敷を処分して麻布に引越すわけであるが、この麻布の屋敷は空襲で全部焼けてしまったからである。東京大学史料編纂所にあつたので、島津家文書は難を免

れたのである。

参考文献

- ・安澤秀一『史料館・文書館学への道』、吉川弘文館、1985年。
- ・大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館、1986年。
- ・岩上二郎『公文書館への道』、共同編集室、1988年。
- ・国文学研究資料館・史料館編『史料の整理と管理』、岩波書店、1988年。
- ・高野修『地域文書館論』、岩田書院、1995年。
- ・高橋実『文書館運動の周辺』、岩田書院、1996年。
- ・安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年。
- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動』、岩田書院、1996年。
- ・高野修『日本の文書館』、岩田書院、1997年。
- ・安藤正人『草の根文書館の思想』、岩田書院、1998年。
- ・鹿児島県歴史資料センター黎明館『「鹿児島県史料」回顧と展望』、1992年。
- ・東京大学史料編纂所編『島津家文書目録』、1997年。